　景観形成基準チェックシート【二見町茶屋地区用】

「事前相談」及び「届出書（通知書）」に必要な添付書類（景観法施行規則又は伊勢市景観規則）として、本チェックシートを提出してください。

|  |  |
| --- | --- |
| 行 為 の 場 所 | 伊勢市 |
| 行為の種類 | □　建築物の建築等  □　工作物の建設等  □　都市計画法第４条第12項に規定する開発行為  □　土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更  □　屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆(たい)積 |

(1) 行為の場所について、該当するものをチェックしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 景観計画区域区分 | □　一般地区  □　沿道景観形成地区  ■　重点地区 |
| □　中心商業業務ゾーン  □　市街地ゾーン  □　集落・農地ゾーン  □　自然環境ゾーン |
| 背景や周辺の  景観特性  ※該当するものすべてにチェック | 【景観要素】  □　商業業務地  □　住宅地  □　既存集落  □　田園  □　山林  □　里山  □　レクリエーション施設、工業地等 |
| 【軸】  □　道路－道路の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　鉄道－鉄道の名称（　　　　近鉄　　　　・　　　　ＪＲ線　　　　）  □　河川－河川の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　海岸－海岸の名称（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）  □　緑（グリーンフロント）－山林・里山の名称（　　　　　　　　　　） |
| 【拠点】  □　内宮おはらい町地区及びその周辺  □　二見町茶屋地区及びその周辺  □　伊勢市駅周辺及び外宮周辺  □　河崎地区  □　小俣宿・明野宿 |

(2) 計画の内容が基準に適合しているかをチェックしてください。行為の場所に該当しない項目は、適合欄に斜線の罫線を入れてください。

【二見町茶屋地区旅館地区】

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 項目 | | 景観形成基準 | 適合 | 主に配慮した内容 |
| 建築物の形態意匠の制限 | 形態 | ・木造を基本とし、３階以下とする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りではない。 | □ |  |
| 屋根・軒庇 | １　屋根は、切妻又は入母屋を基本とし、灰色もしくはそれに類する色の日本瓦葺きを基本とする。 | □ |  |
| ２　建築物１階には軒庇を設け、隣り合う建築物の軒庇の高さに揃えることを基本とする。 | □ |  |
| ３　軒庇は、日本瓦葺き、銅板葺き、又は板葺きを基本とし、銅板葺き、板葺きの場合は、素材色とする。 | □ |  |
| ４　主な出入り口には飾り屋根を必要に応じて取り入れる。 | □ |  |
| ５　庇における軒雁木等の伝統的意匠を必要に応じて取り入れる。 | □ |  |
| 外壁 | １　外壁の素材は、木、漆喰等を基本とし、きざみ囲い（下見板張り）または真壁造を基本とする。 | □ |  |
| ２　道路に面する外壁の位置は、隣り合う建築物の外壁の位置に揃えることを基本とする。ただし、塀等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮した場合はこの限りでない。 | □ |  |
| ３　外壁の色彩は茶色等落ち着いた色彩とし、周囲の歴史的な趣きの残る建物との調和を乱さないものとする。 | □ |  |
| 開口部・建具 | ・道路に面する建具は木製を基本とし、開口部には必要に応じて木製の格子、出格子又は手すり等を設けるものとする。 | □ |  |
| 建築設備 | ・建築設備は、道路等の公共空間から通常望見しにくい位置に設置、配管するものとする。ただし木製格子で覆うなど、取り付けられる建築物との調和を図った場合はこの限りでない。 | □ |  |
| 樋 | ・樋は茶色系とする。 | □ |  |
| 看板・案内板 | ・木又は銅板を用いるなど、素材の良さを生かした形態意匠とし、周囲の景観に支障を及ぼさないようにする。周囲のまちなみと調和した素材（木等）、形状、色彩（黒色、灰色、白色・茶色）等の意匠とし、業種や店の扱う商品等を表現したデザインを用いる。 | □ |  |
| 屋外照明 | ・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。 | □ |  |
| 門・塀・垣根等 | ・道路に面して、門・塀・垣根を設ける場合は、板塀、生垣等とする。 | □ |  |
| 建築物の高さの最高限度 | | ・12mとする。ただし、市長が伊勢市都市計画審議会の意見を聴いて、良好な景観の形成に支障がないと認めて許可した場合はこの限りでない。 | □ |  |
| 工作物の形態意匠の制限 | 形態意匠 | ・周囲の景観との調和に配慮するものとする。 | □ |  |
| 屋外照明 | ・歩行者等に不快感を与えないよう輝度を抑え、自然光に近い光源の使用に努めること。 | □ |  |
| 外構 | １　道路及び海岸に面して塀等を設ける場合は、板塀や生垣とするなど、周囲の歴史的な趣の残る建築物との調和を図るものとする。 | □ |  |
| ２　駐車場・ガレージを設置する場合は、周囲の歴史的な趣の残る建物と調和した板塀、生垣等を設けること等によりまちなみの連続性が損なわれないように配慮する。 | □ |  |
| 自動販売機等 | ・外装の色彩は茶色系又は灰色系とする。 | □ |  |

※旅館と異なる用途の建築物について、店舗に関しては店舗地区の景観形成基準を用いることを基本とする。

□建築物等の外観の素材及びマンセル値による色彩計画記入欄

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 対象事項 | | 素　　　材 | | 色彩計画 | | | |
| 建築物等の外観の素材・色彩 | 屋根材 |  | | 色相 | | 明度 | 彩度 |
| 外壁材 |  | | 色相 | | 明度 | 彩度 |
| （　） |  | | 色相 | | 明度 | 彩度 |
| アクセント色 |  | | 色相 | | 明度 | 彩度 |
| アクセント部分等の面積 |  | アクセント部分の面積 | 見付面積 | | 見付面積×１／５ | | |
| 東立面 | ㎡ | ㎡ | | ㎡ | | |
| 南立面 | ㎡ | ㎡ | | ㎡ | | |
| 西立面 | ㎡ | ㎡ | | ㎡ | | |
| 北立面 | ㎡ | ㎡ | | ㎡ | | |